

一般社団法人日本ホルスタイン登録協会会費徴収規程

制定	昭23.	8.	1			
改正	昭26.	4.	1	昭39.	4.	1
	昭46.	4.	1	昭49.	4.	1
	昭52.	4.	1	昭57.	8.	1
	昭60.	4.	1	平11.	9.	10
	平26.	4.	1	令2.	4.	1
	令8.	4.	1			

第1条 一般社団法人日本ホルスタイン登録協会（以下「本会」という。）定款第5条に規定する正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を添え、次に掲げる会費を納入しなければならない。

年 額 金 3,000円

第2条 本会定款第5条に規定する賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を添え、次に掲げる会費を納入しなければならない。

年 額 個人 金 3,000円

年 額 団体（1口） 金 40,000円

第3条 会費又は賛助会費は、毎年度納入しなければならない。

第4条 本会は、前条の会費又は賛助会費を領収したときは、会員名簿に登載するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の設立の登記のあった日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則 （令和2年3月19日理事会議決）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年11月17日理事会議決）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。